

\*\*\*\*\*

# 定 款

\*\*\*\*\*

(2022年3月30日変更)

アライドテレシスホールディングス株式会社

アライドテレシスホールディングス株式会社  
定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、アライドテレシスホールディングス株式会社と称し、英文ではALLIED TELESIS HOLDINGS K.K. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 以下の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式等を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理
  - ①電子・電気機械器具および装置の開発、販売、保守
  - ②音声・映像のソフトウェアの開発、企画、販売、保守
  - ③コンピュータソフトウェアおよび情報システムの開発、企画、販売、保守
  - ④電気通信事業法に基づく各種の電気通信事業
  - ⑤前各号に附帯または関連する付属品の開発、製造、販売、保守および輸出入
  - ⑥以上に関連する工事の設計、監理、施工、保守
  - ⑦以上に関連する役務の提供
  - ⑧以上に附帯または関連する一切の業務
2. 前号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、産経新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、600,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の代表取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって解任できる。

- 2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長等)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項の代表取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順

序に従い、他の取締役がこれにあたる。

- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- 4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監

査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役会長が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

2 剰余金の配当としての期末配当は毎年12月31日、中間配当は毎年6月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。また、配当金には利息をつけないものとする。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の

削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。